

### 3 随時監査・臨時監査

#### (1) 監査実施状況

ア 随時監査とは、監査委員が必要があると認めるとき、随時で実施する財務会計や工事技術の監査です。

##### <財務会計監査>

出先機関について、会計事務執行の適正化と監査の牽制効果、有効性を高めるため、現金、預金、郵券類等の金品の現物確認を行い、抜き打ちで18箇所を実施しました。

また、定期監査や財政的援助団体への監査の効果を高めるため、補助金等に係る不適切な事務手続等の事案を対象に監査を行い、2箇所を実施しました。

##### <工事技術監査>

大規模な建設工事のうち施工途中のものを対象に完成後では調査できない事項の監査を行い、2箇所を実施しました。

イ 臨時監査とは、定期監査以外で監査委員が必要があると認めるとき、適時に実施する行政監査であり、3箇所を実施しました。

#### ウ 総括表

(単位：箇所)

区分	令和3年度 (A)				令和2年度 (B)				増減 (A-B)			
	随時監査		臨時監査(事務事業)	計	随時監査		臨時監査(事務事業)	計	随時監査		臨時監査(事務事業)	計
	財務会計	工事技術			財務会計	工事技術			財務会計	工事技術		
知事部局	(7) 7	(0) 2	(1) 1	(8) 10	(11) 11	(2) 4		(13) 15	(Δ4) Δ 4	(Δ2) Δ 2	(1) 1	(Δ5) Δ 5
企業局												
がんセンター局												
議会事務局	(1) 1			(1) 1					(1) 1			(1) 1
各種委員会事務局												
教育委員会事務局、教育機関	(9) 9		(2) 2	(11) 11	(10) 10		(2) 2	(12) 12	(Δ1) Δ 1			(Δ1) Δ 1
警察本部、警察署	(3) 3			(3) 3	(4) 4			(4) 4	(Δ1) Δ 1			(Δ1) Δ 1
計	(20) 20	(0) 2	(3) 3	(23) 25	(25) 25	(2) 4	(2) 2	(29) 31	(Δ5) Δ 5	(Δ2) Δ 2	(1) 1	(Δ6) Δ 6

(注) ( )は書面監査実施箇所数(内数)

工 部局別表

(単位：箇所)

区分	令和3年度 (A)				令和2年度 (B)				増減 (A-B)			
	随時監査		臨時 監査(事 務事業)	計	随時監査		臨時 監査 (事務 事業)	計	随時監査		臨時 監査(事 務事業)	計
	財務会計	工事技術			財務会計	工事技術			財務会計	工事技術		
知事直轄組織												
危機管理部												
経営管理部												
暮らし・環境部	(1) 1			(1) 1					(1) 1			(1) 1
スポーツ・ 文化観光部	(1) 1			(1) 1	(2) 2			(2) 2	(Δ1) Δ 1			(Δ1) Δ 1
健康福祉部					(2) 2			(2) 2	(Δ2) Δ 2			(Δ2) Δ 2
経済産業部	(4) 4	(0) 1		(4) 5	(5) 5	(1) 2		(6) 7	(Δ1) Δ 1	(Δ1) Δ 1		(Δ2) Δ 2
交通基盤部	(1) 1	(0) 1	(1) 1	(2) 3	(1) 1	(1) 2		(2) 3	(0) 0	(Δ1) Δ 1	(1) 1	(0) 0
出納局												
企業局					(1) 1			(1) 1	(Δ1) Δ 1			(Δ1) Δ 1
がんセンター局												
議会事務局	(1) 1			(1) 1					(1) 1			(1) 1
各種委員会事務局												
教育委員会事務局、 教育機関	(9) 9		(2) 2	(11) 11	(10) 10		(2) 2	(12) 12	(Δ1) Δ 1		(0) 0	(Δ1) Δ 1
警察本部、警察署	(3) 3			(3) 3	(4) 4			(4) 4	(Δ1) Δ 1			(Δ1) Δ 1
計	(20) 20	(0) 2	(3) 3	(23) 25	(25) 25	(2) 4	(2) 2	(29) 31	(Δ5) Δ 5	(Δ2) Δ 2	(1) 1	(Δ6) Δ 6

(注) ( )は書面監査実施箇所数(内数)

## (2) 指摘等の状況

### ア 指摘等の件数等

#### (ア) 箇所数

区分	随時監査		臨時監査
	財務会計監査	工事技術監査	行政監査
監査実施箇所数	20箇所	2箇所	3箇所
指摘等の箇所数	0箇所	0箇所	3箇所

#### (イ) 件数

	指摘	注意	意見	計
随時監査				
臨時監査	2		1	3
計	2		1	3

(注)「指摘」「注意」「意見」の区分は、資料(78ページ)を参照してください。  
監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、監査委員事務局長指導事項としています。令和3年度の件数は2件です。

### イ 指摘等の内容(詳細は別紙「指摘等の概要」(37ページ)のとおり)

#### (ア) 臨時監査

##### a 指摘(2件)

- ・ 特定個人情報の不適切な取扱い(県立高等学校:校名非公表)
- ・ 財産事務及び公共測量の公示等事務の不適正な事務処理(公共用地課)

##### b 意見(1件)

- ・ 実業高校における備品の安全管理(高校教育課)

## (3) 指摘等に対する改善の措置状況

令和3年度に指摘等を行った機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、指摘及び意見に係る報告内容は県公報に掲載しました。

このうち、指摘(2件)を行った2機関の改善措置状況は、64ページから65ページに掲載しています。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

## 指摘等の概要

### [臨時監査]

#### 1 指摘 2 件

監査箇所	区分	概要	
県立高等学校（校名非公表）	指摘	件名	特定個人情報の不適切な取扱い
		内容	高等学校等就学支援金の認定作業において、学校から県教育委員会への書類発送の過程で特定個人情報が記載された用紙（1人分）を紛失した。
交通基盤部建設経済局公共用地課	指摘	件名	財産事務及び公共測量の公示等事務の不適正な事務処理
		内容	交通基盤部建設経済局公共用地課は、事務の進捗管理等が十分でなく、財産売払事務4件及び測量法に基づく事務180件につき、事務処理の放置及び文書の紛失など不適切な事務処理を行った。

#### 2 意見 1 件

監査箇所	区分	概要	
教育委員会事務局高校教育課	意見	件名	実業高校における備品の安全管理
		内容	<p>実業高校では、使用方法を誤ると危険な状態が発生しうる備品を多数保有しており、近年備品の不適切な使用を原因とする事故が発生しています。令和元年度には、備品を使用した実習の作業手順、注意事項等の指導に用いる「実習指導書」等が安全の確保のための注意事項を網羅していなかったことや教員が安全の確保のための注意事項を遵守していなかったことを原因とする事故が発生しており、実業高校における安全対策が十分とはいえない状況となっています。</p> <p>一方、試験研究機関、浜松技術専門校等では、備品の使用に関して、安全規程等を設けるとともに、必要に応じて、備品毎のマニュアル等を作成し、備品使用者にこれらの遵守を求めることで、安全を確保しています。</p> <p>このため、教育委員会において、実業高校における統一的な安全対策の仕組みを早急に整備し、学校及び教員の安全管理に対する意識を高めるとともに、生徒の安全対策の必要性に対する理解を深めるため、全ての実業高校に対して、以下の取組を行ってください。なお、高校教育課において、統一的な取組となるよう、現場の意見を取り入れつつ、「実習指導書」の作成に当たっては、必要な助言、支援等を行い、内容を確認してください。</p> <p>ア 「実習指導書」の遵守を安全対策の基本に位置づけること。</p> <p>イ 「実習指導書」は、実業高校の生徒は、ほとんど実務経験がなく、より丁寧で具体的な安全管理に係る教育が必要であることを踏まえ、備品を使用する際の安全確保のための注意事項をもれなく記述すること。</p> <p>ウ 学校・教職員（非常勤講師等を含む）に対して、「実習指導書」に記載された注意事項を遵守して生徒の指導にあたるよう周知徹底すること。</p> <p>エ 各備品に安全な使用に関する視認性の高い資料を掲示するなど、生徒の安全対策の必要性に対する理解を高めるための仕組みを作ること。</p>

## 4 行政監査

---

県の事務の執行が、法令の定めるところに従って適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、また、県の組織及び運営が合理的であるかどうか等について実施します。

### (1) 定期監査の中で行うもの

定期監査の中で行う行政監査については、3E（経済性：Economy 効率性：Efficiency 有効性：Effectiveness）を重視して実施しました。

#### ア 具体的な着眼点・実施方法

新公共経営の理念に基づく行財政運営等への取組状況（総合計画又は施策展開表等の進捗度）や事業の成果及び効果の状況（効果が数値化されないものについても同様とする。）に着眼して監査を実施しました。

##### (ア) 本庁

各部局における重点事業、課題事項、特に報告すべき事項を中心にして監査を実施

##### (イ) 出先機関

各機関の主要事業及び課題事項を中心にして監査を実施

#### イ 3Eの視点からの監査の実施

最少の経費で最大の効果を挙げているかの視点から、事務事業の執行にあたり経済性・効率性（無駄あるいは非効率な経費の支出や事務処理はないか等）や有効性（目標とした成果は得られたか、あるいは成果をどのように活用するか等）を監査しました。

##### (ア) 本庁

各部局の主要事業において、その事業に要した委託料、補助金、負担金に焦点を当て、ヒアリングにより評価を行うことで監査を実施しました。

##### (イ) 出先機関

出先機関の状況に応じ、以下の項目について、3Eの視点を強化した監査を実施しました。

- ・ 施設の維持管理
- ・ 試験研究機関・実業高校等の備品の利活用等
- ・ 公用車の修繕状況
- ・ 高校のICT化の取組状況

\* 結果については、「2 定期監査 (2) 指摘等の状況 ア指摘等の件数等 (イ)件数」(16ページ)の「事務事業」の結果として出されています。具体的には、16～18ページを参照してください。

## (2) 臨時監査の中で行うもの

定期監査を待たず、速やかに監査結果を出し、改善措置を促す必要があると判断したとき、適時に実施しました。

\* 3Eの視点から出先機関に対して実施した「実業高校等の備品の利活用等」の監査において確認された課題を踏まえ、「実業高校における備品の安全管理」として取りまとめ、本庁所管課に対して意見を出しました。意見の具体的な内容は37ページを参照してください。

また、その他の臨時監査の結果については、「3随時監査・臨時監査(2)指摘等の状況 ア指摘等の件数等(イ)件数」(36ページ)の「臨時監査」の結果として出されています。具体的には、36ページを参照してください。

## 5 財政的援助団体等の監査

### (1) 監査実施状況

県の出資率が25%以上の出資団体、県から補助金、貸付金等の財政的援助を受けた団体、公の施設の管理受託者（指定管理者）等の中から選定した団体を対象とし、令和3年度は43箇所について実施しました。

#### ア 総括表

(単位：箇所)

区分	令和3年度(A)		令和2年度(B)		増減(A-B)	
	書面	委託	書面	委託	書面	委託
出資団体	17 (注2)	(17) [13]	18	(18) [12]	△ 1	(△1) [1]
補助団体	21	(21) [9]	19	(19) [15]	2	(2) [△ 6]
貸付団体			1	(1) [1]	△ 1	(△1) [△ 1]
指定管理者	5 (注2)	(5) [5]	3	(3) [2]	2	(2) [3]
計	43	(43) [27]	41	(41) [30]	2	(2) [△ 3]

(注)

- 「書面」は書面監査実施箇所数( )書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数([ ]書きで内数)。なお、アウトソーシングについては、72ページを参照してください。
- 出資団体17箇所の内、11団体が補助団体、貸付団体又は指定管理者にも該当しています。また、指定管理者の内、2団体が補助団体にも該当しています。

イ 所管部局別表

(単位：箇所)

区分	令和3年度(A)		令和2年度(B)		増減 (A-B)	
		書面 委託		書面 委託		書面 委託
知事直轄組織			1	(1) [0]	△ 1	(△1) [0]
危機管理部	1	(1) [0]	1	(1) [0]	0	(0) [0]
経営管理部	1	(1) [0]			1	(1) [0]
くらし・環境部	1	(1) [1]	1	(1) [1]	0	(0) [0]
スポーツ・文化観光部	14	(14) [7]	18	(18) [14]	△ 4	(△4) [△ 7]
健康福祉部	2	(2) [2]	10	(10) [7]	△ 8	(△8) [△ 5]
経済産業部	16	(16) [9]	8	(8) [6]	8	(8) [3]
交通基盤部	7	(7) [7]	2	(2) [2]	5	(5) [5]
出納局						
企業局						
がんセンター局						
議会事務局						
各種委員会事務局						
教育委員会事務局、 教育機関						
警察本部、警察署	1	(1) [1]			1	(1) [1]
計	43	(43) [27]	41	(41) [30]	2	(2) [△ 3]

(注)

1 「書面」は書面監査実施箇所数( )書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数( [ ]書きで内数)。

なお、アウトソーシングについては、72ページを参照してください。



ウ 監査箇所一覧

区分	団体種別	団体名	所在地	令和2年度所管課		
■出資団体		(出資率)				
		静岡県住宅供給公社	66.7%	静岡市	くらし環境・住まいづくり	
	(補・指)	公益財団法人 静岡県舞台芸術センター【県舞台芸術公園】	100.0%	静岡市	スポーツ文化観光・文化政策	
	(補)	公立大学法人 静岡県公立大学法人	100.0%	静岡市	スポーツ文化観光・大学	
	(補)	公立大学法人 静岡文化芸術大学	100.0%	浜松市	スポーツ文化観光・大学	
	(補・貸)	地方独立行政法人 静岡県立病院機構	100.0%	静岡市	健康福祉・医療政策	
	(補)	一般財団法人 マリンオープンイノベーション機構	100.0%	静岡市	経済産業・産業イノベーション	
	(補・指)	公益財団法人 ふじのくに医療城下町推進機構【県医療健康産業研究開発センター】	100.0%	長泉町	経済産業・新産業集積	
	(補・貸)	公益財団法人 静岡県産業振興財団	100.0%	静岡市	経済産業・商工振興	
		一般財団法人 静岡県労働福祉事業協会	99.8%	静岡市	経済産業・労働雇用政策	
		株式会社 エイ・ピー・アイ	39.0%	沼津市	経済産業・労働雇用政策	
	(補)	一般財団法人 アグリオープンイノベーション機構	100.0%	沼津市	経済産業・農業戦略	
	(補)	公益社団法人 静岡県農業振興公社	50.0%	静岡市	経済産業・農業ビジネス	
	(補)	公益財団法人 世界緑茶協会	100.0%	静岡市	経済産業・お茶振興	
	(補・指)	公益社団法人 静岡県畜産協会【県家畜共同育成場】	37.8%	静岡市	経済産業・畜産振興	
		静岡県土地開発公社	100.0%	静岡市	交通基盤・公共用地	
		静岡県道路公社	99.7%	静岡市	交通基盤・道路保全	
	公益財団法人 静岡県暴力追放運動推進センター	81.0%	静岡市	警察本部・組織犯罪対策		
		(計 17箇所)				
■補助団体	①定期的・全県のかつ県事業代行機関					
	(指)	社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会【県総合社会福祉会館】		静岡市	健康福祉・地域福祉	
	②私学経常費補助等定期的な学校法人					
	幼稚園	学校法人 とくのう学園		富士宮市	スポーツ文化観光・私学振興	
		学校法人 さくら学園		静岡市	スポーツ文化観光・私学振興	
		学校法人 藤岡学園		藤枝市	スポーツ文化観光・私学振興	
		学校法人 北浜学園		浜松市	スポーツ文化観光・私学振興	
	幼稚園以外	学校法人 日本体育大学		浜松市	スポーツ文化観光・私学振興	
		②定期的でない事業費補助				
			静岡県文化プログラム推進委員会		担当課内	スポーツ文化観光・文化政策
			静岡県大型観光キャンペーン推進協議会		静岡市	スポーツ文化観光・観光振興
			静岡県漁業協同組合連合会		静岡市	経済産業・水産振興

(参考:出資)	③その他の定期的な助成団体			
	公益財団法人	静岡県市町村振興協会	静岡市	経営管理・地域振興
	公益財団法人	静岡県私立幼稚園退職基金財団	静岡市	スポーツ文化観光・私学振興
	公益社団法人	静岡県職業教育振興会	静岡市	スポーツ文化観光・私学振興
	公益財団法人	浜松地域イノベーション推進機構	浜松市	経済産業・新産業集積
		静岡県職業能力開発協会	静岡市	経済産業・職業能力開発
		静岡県森林組合連合会	静岡市	経済産業・林業振興
	株式会社	遠州鉄道株式会社	浜松市	交通基盤・地域交通
	公益財団法人	静岡県消防協会	静岡市	危機管理・消防保安
	公益財団法人	静岡県スポーツ協会	静岡市	スポーツ文化観光・スポーツ振興
		ふじのくに子ども芸術大学実行委員会	静岡市	スポーツ文化観光・文化政策
	公益社団法人	静岡県山林協会	静岡市	経済産業・森林計画
		静岡県椎茸産業振興協議会	伊豆市	経済産業・林業振興
	(計 21箇所)			
■指定管理者 (補)	株式会社	静岡ビル保養株式会社【県産業経済会館】	静岡市	経済産業・商工振興
	公益財団法人	浜名湖総合環境財団【浜名湖プレジャーボート係留施設】	浜松市	交通基盤・港湾企画
	漁協	伊豆漁業協同組合【稲取・妻良漁港内プレジャーボート係留施設】	下田市	交通基盤・港湾企画
	漁協	焼津漁業協同組合【焼津漁港内プレジャーボート係留施設】	焼津市	交通基盤・港湾企画
		静岡県サッカー協会グループ【小笠山総合運動公園】	袋井市	交通基盤・公園緑地
		(計 5箇所)		
合 計	(計 43箇所)			

(注) 1 区分欄の( )は、掲載区分以外に、(補)：補助金交付団体、(貸)：資金貸付団体、(指)：指定管理者と重複して実施する団体

2 団体種別 団体名欄の【 】は、指定管理者が管理する施設

## (2) 指摘等の状況

### ア 指摘等の件数等

#### (ア) 箇所数

監査実施箇所数	43箇所
指摘等の箇所数	2箇所 (7.3%)

#### (イ) 件数

指摘	注意	意見	計
2			2

(注)「指摘」「注意」「意見」の区分は、資料(78ページ)を参照してください。

監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、監査委員事務局長指導事項としています。令和3年度の件数は7件です。

### イ 指摘等の内容(詳細は別紙「指摘等の概要」(45ページ)のとおり)

#### (ア) 指摘(2件)

##### a 財務会計(2件)

- ・ 補助事業に係る不適切な経理(静岡県椎茸産業振興協議会)
- ・ 建設工事に係る不適切な事務処理(静岡県道路公社)

## (3) 指摘等に対する改善の措置状況

令和3年度に指摘(2件)を行った2団体から、改善の措置状況の報告書が提出され、指摘に係る報告内容は県公報に掲載しました。

指摘(2件)を行った2団体の改善措置状況は、66~67ページに掲載しています。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

## 指摘等の概要

### [財政的援助団体等監査]

#### 1 指摘2件

監査箇所	区分	概要	
静岡県椎茸産業振興協議会	指摘	件名	補助事業に係る不適切な経理
		内容	<p>静岡県椎茸産業振興協議会は、令和2年度静岡県しいたけ産業振興事業費補助金の実績報告書において、補助対象経費として認められない経費 200,000 円を計上し、また、決算における集計の違算 6,224 円に気付かず補助対象経費としていた。</p> <p>同協議会から事務を受託した静岡県きのか総合センター振興協議会の事務局長が補助事業費により取得したはがき 210 枚 13,230 円を私的に流用していた。</p> <p>これらにより当該補助金の交付金額が 84,289 円過大となっていた。</p>
静岡県道路公社	指摘	件名	建設工事に係る不適切な事務処理
		内容	<p>静岡県道路公社は、令和2年度に実施した高架下駐車場施設撤去設置工事において、担当者が、出来形不足にもかかわらず、変更設計書などの契約図書等を改ざんし契約額のまま支払を行ったため、支出が 33,000円過大となった。</p> <p>また、上司及び担当者は、監査に際し、契約図書等の改ざんを行った。</p>